

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生したときには、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認めるときには、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理する水道施設、水道用水供給施設、下水道施設及び工業用水道施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生したときには、市が管理する水道施設、水道用水供給施設、下水道施設及び工業用水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送関連施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾、漁港等並びにその所有する港湾施設及び漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の復旧

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害に対する復旧の考え方

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、国において整備される財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制等に従って県と連携して復旧を実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償、損害補償

(1) 損失補償

市は、市により国民保護法に基づく武力攻撃災害への対処のため土地等の一時使用又は土石、竹木等の使用の行政処分が行われたときは、通常生ずべき損失を補償する。

(2) 損害補償

市は、市による要請を受けた国民の保護のための措置の実施に必要な救助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

3 県の総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。